

2026年4月入学

## 慶應義塾大学大学院入学試験問題

### 法務研究科

# 法律科目試験 (憲法・民法・刑法)

- 注意
- 指示があるまで開かないこと。
  - この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  - 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  - 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
  - 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
  - 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  - 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  - この問題冊子の8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  - 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 憲 法

## 〔問 題〕

部落差別は、日本の封建社会で形成された身分差別により、経済的、社会的、文化的に不合理な扱いを受け、一定の地域（部落）に居住することを余儀なくされたことに起因して、かつて被差別部落があったとされる地域（以下、「本件地域」という）の出身であることなどを理由に、結婚や就職を含む様々な日常生活の場面において不利益を受けることである。

このような部落差別については、実態調査の結果、（1）法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談等の件数及び地方公共団体等が取り扱った部落差別に関する相談等の件数をみると、部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の傾向は認められないが、その内訳をみると、インターネット上で行われた部落差別の事案の割合が増加傾向にあること、（2）今日、現に発生している部落差別の事案の主たるものは、結婚・交際に関するもの、特定の者に対する表現行為、特定の者を対象としない表現行為に大別され、特定の者に対する表現行為及び特定の者を対象としない表現行為については、インターネット上で行われるもののが増加傾向にあること、（3）部落差別が不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が本件地域出身者であるか否か気にすると答えた者が15.7%に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、結婚・交際にに関する差別事案につながっている可能性があること、（4）インターネット上の部落差別の実態調査からは、部落調査に関する情報をインターネット上で閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の者についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとはいえないこと、（5）国民の多くが、部落差別は不当な差別であると認識していることは、これまで関係機関が行ってきた教育・啓発が一定の効果を上げていることを示すものであるが、部落差別の事案が比較的多く発生している地域等において、教育・啓発に対して消極的な意識を持つ者が比較的多いことにも留意が必要であること、などが確認されている。

昭和11（1936）年、財團法人Aは、「全国部落調査」という資料を編纂した。この資料は、その表紙中央付近に「秘」と表記され、「統計表」及び「各府県部落調査」と題する統計資料から構成され、参考表として「大正10〔1921〕年内務省調査 全国部落統計表」が添付されている。このうち、「各府県部落調査」は、全国の府県ごとに本件地域所在地、戸数、人口、職業及び生活程度を記載したものである。なお、昭和50（1975）年には、「全国部落調査」等に掲載された情報をもとにした「部落地名総鑑」と題する資料が、ある出版社によって企業を対象に販売されており、延べ200社以上の企業がこれを購入していたことが判明している。「部落地名総鑑」には、本件地域の名称、所在地、戸数及び主な職業などが都道府県別に記載されており、これを購入した企業は、採用の際や従業員の身元調査等にこれを利用していた。これに対し、法務省は、平成元（1989）年ごろまでに、「部落地名総鑑」を購入した企業を探し出し、購入ルートなどを調査する

一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」を回収し、これを焼却処分している。

20××年、日本における部落差別の歴史を研究している大学教授のYは、部落差別に関する議論のためには本件地域の場所の特定が必要であり、部落差別の問題を解消するためにも本件地域の場所を公表すべきであると考えていた。そこでYは、自身が開設しているウェブサイト上で、研究室で所蔵していた「全国部落調査」を復刻した書籍（以下、「本件書籍」という）を出版することを表明した。当該ウェブサイト上には、「『全国部落調査』はB5サイズ、全342頁、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、全200頁、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改訂しました。旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。主な内容は、旧版に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、旧版では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」などと記載されていた。

本件地域に居住しているXは、本件書籍の出版の差止めを求めたいと考えている。

#### [設問]

かかるXの主張が認められるか否かについて、関連する判例や学説を踏まえて、憲法の観点から論じなさい。

#### 参考資料 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

##### (目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

##### (基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

#### [以下略]

# 民 法

## 〔問 題〕

以下の問題 1 および問題 2 に答えなさい。各問題は独立したものとして検討しなさい。なお、解答は必ず問題番号順に記載しなさい。

### 問題 1

以下の【事実 1】を読んで、〔設問〕に解答しなさい。

#### 【事実 1】

資産家 X は、甲土地と、隣接する乙土地を所有しており、甲土地上には X 自身が居住する丙建物が、乙土地上には丁建物が存している。また、X は、これら甲・乙土地、丙・丁建物のほか、いくつかの不動産を所有するとともに、預金および現金や株式などの資産を保有している。X には配偶者 W と子 Z がいるが、W は既に亡くなっている。X は、W の弟 Y を幼少より養育し、Y が医師となって開業するまでの間、援助を続けてきた。また、Y も、W の死後、X への仕送りをし、X の子 Z を甲斐甲斐しく面倒を見てきた。

そこで、X は、Y が未永く、X の死後も Z の面倒を見てくれることを期待し、最終的に X の資産を引き継ぐことも想定しつつ、Y に対して、甲土地を無償で譲り渡す契約を Y との間で締結した（以下、「本件契約 1」という。）。そして、数日内に、甲土地について、X から Y への所有権移転登記が経由された。

さらに、X は Y との間で、Y が Z と同居するために利用する居宅として、丁建物を Y に貸し渡すことを合意し（以下、「本件契約 2」という。）、引き渡した。そして、本件契約 2 の締結に際し、X と Y との間で、固定資産税や光熱費に相当する金額として、Y から X に対して、毎月 3 万円を給付することが合意された。なお、丁建物の近傍の相場賃料は月額 20 万円である。

ところが、本件契約 1 および本件契約 2 が締結されてから 1 年ほどが経過したあたりから、Y は X に対し、悪態を吐き、暴言を浴びせるようになった。さらには、同時期に X が入院した際に、Y は甲土地に鉄条網を張り巡らせ、丙建物に入れないようにするとともに、X に対する罵詈雑言を書き殴った立て看板を甲土地上に立てるなどの仕打ちを行った。

#### 〔設問〕

以上の【事実 1】を前提にして、X は、Y に対して、甲土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求め、丁建物からの退去を求めるために、それぞれの請求について、どのような法的主張を行うことが考えられるか、検討しなさい（40点）。

### 問題 2

以下の【事実 2】を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に解答しなさい。各設問は独立したものとして検討しなさい。

#### 【事実 2】

2025年 4 月 1 日、A は、B との間で、B が所有するクラシックカー  $\alpha$ （以下、「 $\alpha$ 」という。）を 1000 万円

で購入する契約（以下、「本件売買契約」という。）を締結した。そして、 $\alpha$ の引渡しは、Aが4月中に代金を支払った日の翌日から起算して、1か月以内にAの住所でなされることが定められ、引渡しまでの間、Bは $\alpha$ を利用せず、東京都S区の自宅倉庫で厳重に保管することが合意された。

本件売買契約締結後、間もなく、 $\alpha$ と同じ車種・年式・メーカーのクラシックカーが注目を浴び始め、同年4月1日時点で900万円程度だった $\alpha$ の市場価格は、徐々に高騰が始まり、この動向はしばらく続くものと予測された。AもBも中古車を扱う事業者ではないが、Bはマニアのなかではよく知られたクラシックカーの専門家であり、このような市場動向についてもよく認識していた。そのようななか、同月25日、AはBに対して、本件売買契約における $\alpha$ の代金を支払った。

同年6月15日、Aは、Cとの間で、Cに対して $\alpha$ を1300万円で転売する契約（以下、「本件転売契約」という。）を締結した。そして、Aは、同日のうちに、Bに対し、Cとの間で本件転売契約が成立した旨を伝え、すぐに $\alpha$ を引き渡すよう求めた。

しかしながら、同年6月18日、Bは、孫のDに強くせがまれたため、2日だけ $\alpha$ を貸与し、乗車することを許可した。同月20日、Dは $\alpha$ を運転し、大阪市K区に旅行に出かけたところ、K区の回転寿司チェーン店の駐車場に $\alpha$ を駐車して食事している最中に、何者かに $\alpha$ を盗まれてしまった。 $\alpha$ の窃取は、海外への転売を目的としたグループ窃盗団による犯行とみられ、同種の事案で、被害品が戻ってくる可能性はほぼゼロパーセントに近い。

なお、 $\alpha$ の市場価格は、同年6月10日に最高値の1500万円に達した後、下落を続け、同月15日時点には1250万円に、同月20日時点には1100万円にまで下落していた。

#### 〔設問1〕

以上の【事実2】を前提にして、Aは、Bに対して、いかなる金額の損害賠償請求をすることができるか、そのために必要な要件を整理したうえで、検討しなさい（40点）。

#### 〔設問2〕

以上の【事実2】に加えて、以下の【追加事実】があったとする。この場合、①Bは、Aがあくまで損害賠償を求めてくる場合に、損害賠償請求を拒絶し、 $\alpha$ を引き渡すことができるか、②Aは、Bが損害賠償に応じようとしている場合に、損害賠償ではなく、あくまで $\alpha$ の引渡しを求める能够性があるか、①②それについて、検討しなさい（20点）。

【追加事実】2025年6月20日、Bから、 $\alpha$ が盗まれたことを聞いたAは、大いに憤慨し、Bに対し、同月20日時点での市場価格相当額について損害賠償に応じるように求めた。ところが、同月25日、急転直下、 $\alpha$ を窃取した窃盗団が逮捕され、海外に移送される前の $\alpha$ がBのもとに戻ってきた。

# 刑 法

## 〔問 題〕

以下の問題 1 および問題 2 に答えなさい。なお、解答は必ず問題番号順に記載しなさい。

### 問題 1

以下の事例における X の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

X は、友人との待ち合わせの時刻に遅れそうだったので、駅の階段の下りのゾーンを急いで下っていた。すると、動きの遅い人が前にいて、その人の後ろで詰まってしまった。そこで X は、階段の上りのゾーンの方にはみ出してその人を追い抜こうとした。一方、上りのゾーンで階段を上ってきていた A は、いきなり目の前に X が出てきて、避ける間もなく、X の右肩と A の右肩が接触した。接触によってバランスを崩した X は、階段で転倒した。A は、立ち止まってふり返り、X の様子を確認していたところ、起き上がった X と目が合った。X から「この野郎。謝れ」と言わされた A は、そのまま足早に階段を上って立ち去ろうとした。A は、階段を上がりきって、駅の出口に向かって歩いていたところ、後ろから背中を強く押されて、前のめりに倒れた。起き上がりながら、ふり返ってみたところ、そこに X が立っていた。実は、X は、A を追って階段を駆け上がり、その勢いのまま走って A に近づき、後ろから A を突き飛ばしたのだった。A が X に向かって「何をするんだ」と怒鳴ったところ、X は、階段の方に向かって走り去っていった。A は、よろけながらも、何とか立ち上がり、X の後を追った。しかし、人混みの中に X を見失った。それでも、階段のところまで行って、上から見下ろしたところ、階段を降りきったすぐ先にあるトイレに X が駆け込むところを確認できた。

一方、X は、A から逃れるために、その場の思いつきでトイレに駆け込んだものの、「もしも見つかったら、逃げ場を失うことになる」と不安になり、迷った末に、トイレから出て逃走することにした。X は、外の様子をうかがったうえで、A がいないことを確認して、トイレから出た。すると、柱の陰に隠れていた A が飛び出してきて、X の顔面を殴りつけた。さらに A が殴りかかろうしたことから、X は、A の胸のあたりを強く突いて退けようとした。胸を突かれた A が、後ろに転倒したところ、そこを通りがかった B にぶつかった。そのために B は転倒した。

A は、胸を突かれて転倒した際に腰部に打撲傷を負った。また、B は、転倒したことにより、右大腿部に打撲傷を負った。

## 問題 2

以下の事例における X の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

X は、駅から電車に乘ろうと思い、有人窓口が併設されていない自動券売機コーナーに赴き、数台ある自動券売機の 1 台で切符を購入しようとした際、その自動券売機と隣の自動券売機の間の、利用者が一時荷物を置けるようになっているカウンター上にタブレット PC を認めた。困窮していた X は、これを領得できれば、中古ショップ等で売却でき、生活費の足しにできると思いつつ、周囲を見回した。すると、隣の自動券売機で切符を購入し終えたばかりであった A と目が合ったので、「そのタブレット、あなたのですか」と尋ねると、A は「いや違います」と返答した。そこで X は、切符を購入しながら、A が立ち去るのを待った後、再度周囲を見回したところ、自動券売機から 15 メートル程度離れた改札口に数名の電車利用客が入っていく様子や、改札口手前に数名がたむろしている様子が見えたが、タブレット PC を取りに戻ってくるような人は見当たらなかったので、持ち主はすでに電車に乗ったのだろうと思って、これを自分のカバンの中に入れて領得し、立ち去った。

実は、このタブレット PC は、A の前に自動券売機を利用した B が上記カウンター上に置いたことを一時失念していたものであった。B は、自動券売機で IC カード乗車券にチャージをした後、電車に乗るために歩き始めたが、改札口に入る直前に、スマートフォンのコミュニケーションアプリに知人からメッセージが入り、すぐに返信しようと思い、立ち止まって、5 分程度、必要な情報の検索や返信メッセージの作成などを行った。そして、その知人への送信を終えた直後、置忘れに気づき、慌てて引き返して自動券売機コーナーに戻ったが、タブレット PC はすでに持ち去られていた。

